

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた催物（イベント等）の開催及び公共施設の利用における設楽町の指針

令和3年3月19日 変更

設楽町新型コロナウイルス感染症対策本部決定

基本方針

- 1 適切な感染防止対策が実施されていることを前提に開催すること。
- 2 催物（イベント等）そのものがリスクの低い場で行われたとしても、その前後や休憩時間などの交流等を極力控えること。
- 3 地域で行われる行事で、全国的又は広域的な人の移動が見込まれないものであって、参加者がおおむね把握できる場合は、適切な感染防止対策を講じたうえで開催すること。
- 4 祭りや野外イベントなどで全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや、参加者の把握が困難な行事については、中止を含めて慎重に検討すること。

催物（イベント等）開催制限の目安（令和3年3月22日から当分の間）

内容	人数制限 屋外・屋内 10,000人以下 屋内にあつては、収容定員の50%以内 屋外にあつては、人と人との距離を十分に確保（できるだけ2m） 利用（営業）時間短縮は解除
----	---

適切な感染防止対策

対策名	内容
会場の予防対策	① 室内の換気を十分に行う。 ② 手指消毒剤の設置 ③ 手洗いができる場所の確保 ④ 手が触れる場所等の定期的な除菌 ⑤ 対面にならないような席の配置
飛沫感染の予防対策	① 人と人との十分な間隔（1m以上） ② 入室人数の制限、受付の分散 ③ 利用者・参加者の連絡先の把握 ④ 大声での発声・歌唱・声援、接近した距離（1m以内）での会話、身体を密着させる運動等の自粛 ⑤ 開催時間の短縮
利用者・参加者の予防対策	① マスクの着用 ② 帰宅後の手洗い・洗顔・着替え ③ 発熱や感冒症状があった場合の参加自粛

※ 大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は愛知県に事前に相談すること。